

# ～市民の皆様から意見を募集します～

## 川崎市耐震改修促進計画改定(案)について

本市では、災害に強いまちづくりを推進することを目的として川崎市耐震改修促進計画(平成18年度策定)を定め、適時、計画改定を行なながら耐震化の促進に取り組んできました。

今回、促進計画の計画期間が令和7年度末に満了することから、この間改定された国の方針や、耐震化の現状と課題等を踏まえ、新たな計画期間及び目標を定めるため川崎市耐震改修促進計画改定(案)を取りまとめましたので、幅広く市民の皆様からのご意見を募集します。

### 1 意見募集期間

令和7(2025)年12月3日(水)～令和8(2026)年1月7日(水)

※郵送は当日消印有効。持参は令和8(2026)年1月7日(水)17時15分まで

### 2 意見提出方法

郵送、持参、FAX、あるいは市ホームページフォームメールのいずれかで提出

#### 【提出先】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課(市役所本庁舎19階)  
FAX 044-200-0984

### 3 計画案の閲覧方法

閲覧期間:令和7年12月3日(水)から令和8年1月7日(水)まで

#### 閲覧できる場所:

各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び市民館、各図書館、かわさき情報プラザ(市役所本庁舎2階)、ホームページ、並びにまちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課(市役所本庁舎19階)

※1 意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

※2 電話による意見等は受け付けておりませんのでご了承ください。

※3 ご意見に対する個別の対応はいたしませんが、類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページ等で公表します。

### 4 問合せ先

川崎市 まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課  
電話044-200-3017 FAX 044-200-0984

川崎市耐震改修促進計画改定(案)についてご意見をお聞かせください。

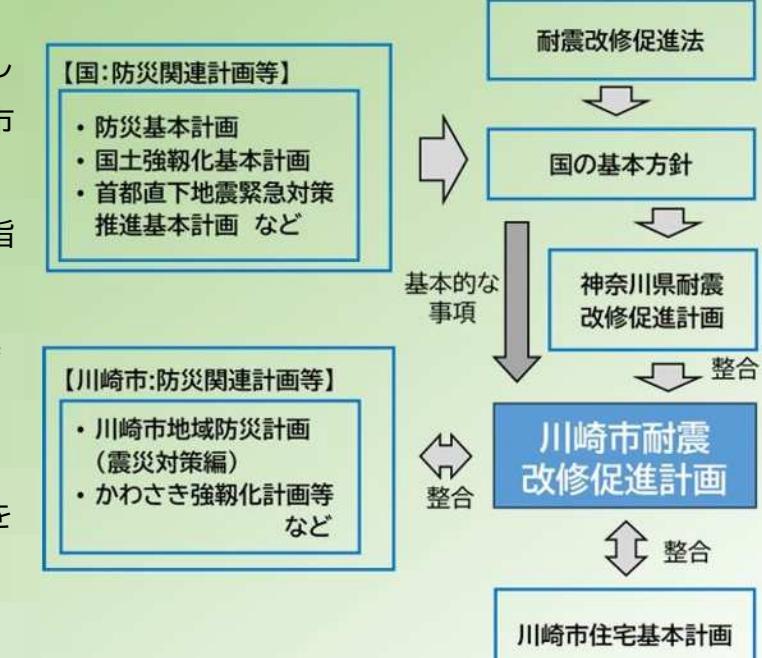
意見募集期間:令和7(2025)年12月3日(水)～

令和8(2026)年1月7日(水)



川崎市耐震改修促進計画は、地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を保護するため、災害に強いまちづくりを推進することを目的としています。

そのため、促進計画では既存耐震不適格建築物の耐震性の向上を計画的に促進するための、基本的な耐震対策を定めています。



促進計画の改定及び施策等の実施に際しては、「神奈川県耐震改修促進計画」や本市の国土強靭化に係る計画等の指針である「かわさき強靱化計画」、防災対策の活動指針である「川崎市地域防災計画(震災対策編)」、及び住宅・住環境の分野別施策の基本方針である「川崎市住宅基本計画」と整合を図り、令和7年7月に改正された国、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために基本的な方針」に沿って見直しを行うものです。

今回、促進計画の計画期間が令和7年度末に満了することから、現計画期間中に改正された国の方針や、耐震化の現状と課題等を踏まえ、新たな計画期間、目標を定める促進計画の改定を行うものです。

#### 計画の構成

- 第1章 計画の目的等
- 第2章 想定される地震の規模・被害の状況
- 第3章 建築物の耐震化の現状
- 第4章 耐震化の課題と基本的な考え方
- 第5章 建築物の耐震化の目標
- 第6章 建築物の耐震化を促進するための施策
- 第7章 耐震改修促進法等による指導等の実施

中面に抜粋して掲載しています。  
開いてご覧ください。



本リーフレットは抜粋版のため、是非、本編も読んでいただき、ご意見をお聞かせください。

## 第4～6章 方針及び目標等、具体的な施策等

### 1 基本的な考え方

#### 【継続的な耐震化の推進】

地震被害から市民の生命及び財産を守るため、引き続き従来の施策に取り組むとともに、建築物用途・規模ごとの事情に配慮した、きめ細やかな耐震対策を推進する

#### 【重点的に耐震化を促進する建築物への取組】

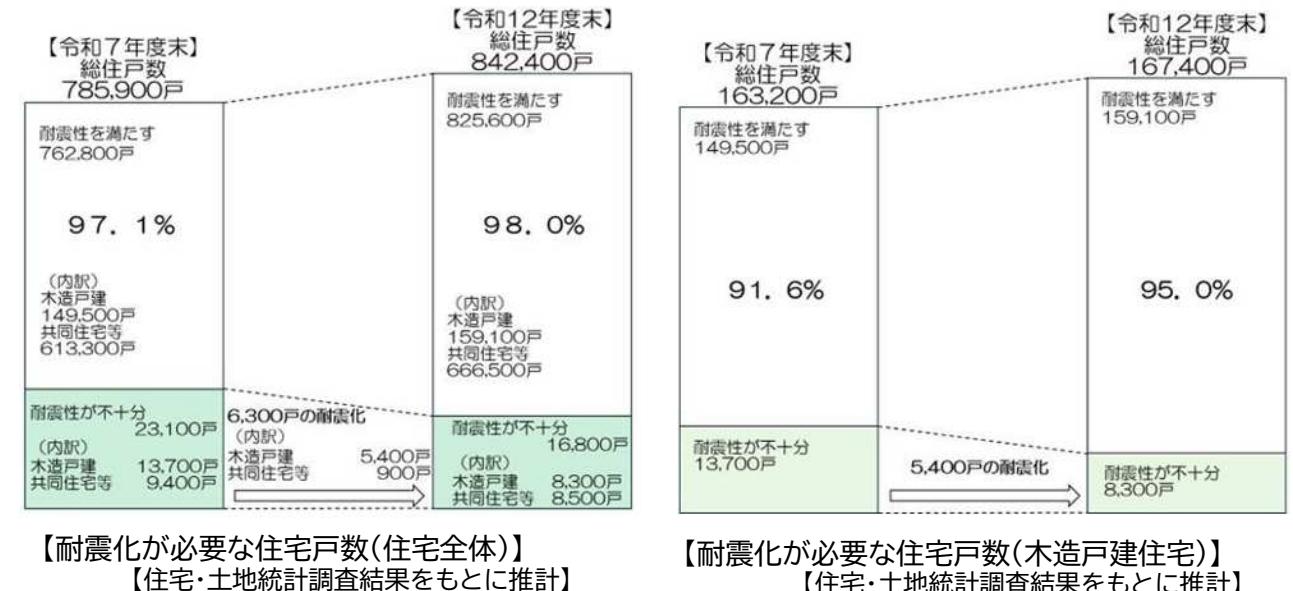
住戸数の多い木造戸建住宅や緊急輸送道路の道路閉塞を引き起こす要因となる沿道建築物については、効果的な普及啓発や耐震化の働きかけ、支援制度の見直し・拡充を図るなど重点的に取組を進める。

### 2 建築物の耐震化の目標

#### (1)住宅

住宅全体：令和12年度までに住宅全体の耐震化率を98%とする

木造戸建住宅：令和12年度までに木造戸建住宅の耐震化率を95%とする



#### (2)特定建築物

大規模建築物：令和12年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消する

沿道建築物：令和12年度までに通行障害解消率※を86%とする

※通行障害解消率とは、指定道路の総延長に対する建築物が倒壊した場合でも通行可能（片側通行等）な距離の割合

##### ■沿道建築物の通行障害区間の現状(令和7年度末推計)

指定道路の全長 $A=B+C$	通行可能区間 B	通行障害区間 C	通行障害解消率(%) $D=B/A$
144.2km	119.4km	24.8km	82.8%

##### ■沿道建築物の通行障害区間の目標(令和12年度末)

指定道路の全長 $A=B+C$	通行可能区間 B	通行障害区間 C	通行障害解消率(%) $D=B/A$
144.2km	124.1km	20.1km	86.0%

### 3 耐震化を促進するための普及・啓発等

#### (1)木造住宅

- ダイレクトメールの送付による支援制度の個別周知や分かりやすいパンフレットの作成など、耐震改修等の必要性を重点的に普及・啓発する。
  - 過去の震災において、一部倒壊等の被害が生じている平成12年5月以前に建築された新耐震基準の木造住宅※について耐震性能の検証が必要であることの意識啓発を行う。また、耐震診断や耐震改修を促進するため、補助制度の対象とすることを検討する。
- ※平成12年以前に建築された新耐震基準の木造住宅は市内に約48,000戸(令和7年度末推計)

建築物の耐震化の方針や具体的な施策等を示しています。詳細は本編をご覧ください。

#### (2)分譲マンション

- 専門家派遣を通じて、耐震化のコストや工法など建物ごとに適切に情報提供を行う。
- 住宅施策と連携し、管理組合の合意形成が円滑に進むよう支援する。

#### (3)大規模建築物

- 所有者等へ個別に対応を行うなど、耐震化への相談体制を強化する。

#### (4)沿道建築物

- 発災後の迅速な避難や物資輸送等の機能に着目した、指定道路に対する新たな指標(通行障害解消率)により進捗を管理するとともに、効果の高い立地について重点的に耐震化を働きかける。
- 指定道路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図(避難路沿道耐震化マップ)を作成・公表することで、耐震化に関する啓発及び知識の普及を図る。
- 緊急輸送道路の機能の確保については、沿道建築物の耐震化や道路環境の整備等について関係機関と連携を図りながら一体的に推進することが重要であるため、道路部局等と密に連携し、緊急輸送道路の強化に向けた取組を推進する。

### 4 耐震化を促進するための支援策

- 建築物の耐震化を図るため、引き続き、耐震診断や耐震改修にかかる費用の助成等の各種支援策を実施する。

